平成19年度 保険料納額告知書を発送

本年4月1日付けで「平成19年度保険料納額告知書」を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に「保険料所得割額決定通知書」を発送します。

平成19年度の事業方針では、事業について一部見直しを行っていますが、医療分保険料については平成3年度に引き上げをして以来、16年間据置きとしております。

また、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による「第2号被保険者」）の介護保険負担額は、1人月額2,840円となっています（規約第25条第1項第4号による）。

なお、平成19年4月1日からは傷病手当金の支給待機期間を「20日から7日」に短縮、および自家診療特認指定基準に関し、現行の地区指定を医療機関指定に改正しております。

平成19年10月1日から、療養の給付に関わる一部負担割合は、現行の8割給付（組合員入院・入院外、家族・従業員入院分）から法定給付割合である「7割給付」に改正となります。

ただし、3歳未満乳幼児と70歳以上の被保険者は法定給付割合となります。

また、従業員について「准組合員」と名称を改正します。

組合事業運営にあたり、事業方針、予算などの詳細については、『北海道医報（平成19年4月1日）第1063号本誌の道医師国保の頁と別冊附録（組合公示）』でお知らせしておりますので組合員各位の深いご理解をお願い申し上げます。

※保険料の計算方法

1年間の保険料は組合員の所得に応じた所得割額、組合員（世帯）ごとの平等割額、家族・従業員数に応じた均等割額の3つの医療分保険料に介護保険負担額分を加えて算出します。

所得割額	・組合員の前年中の総所得金額（料率 14／1,000） ・第2種組合員（医育機関医師会所属）は所得割額加算額として（年）60,000円 ＊1年間の所得割額の賦課限度額は（年）520,000円です。
平等割額	・1世帯につき　（年）49,200円
均等割額	・家族、従業員1人につき（年）60,000円
介護保険負担額	・介護保険第2号被保険者　1人（月額）2,840円 ＊法定介護納付金額（平成19年度は、1人（年額）49,476円）に69/100を乗じて得た額。 （10円未満の端数は、切り捨て）

※保険料所得割額は暫定賦課

所得割額保険料は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握出来ません。

そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間（4月～9月）は平成17年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成18年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割額の確定賦課を行い既納保険料と精算いたします。

道医師国保組合お知らせ

介護保険法による平成19年度保険料について

介護保険負担額 1人月額 2,840円

介護保険法に基づき、40歳以上65歳未満の被保険者（「第2号被保険者」といいます）は保険料として介護保険負担額を納付しなければなりません。その額（算出方法）は、組合の規約によって定められております。

従いまして、第2号被保険者がおられる組合員の平成19年４月以降の保険料は、前年度と同様に介護保険負担額を含めて納付していただくこととなりますのでお含みおき願います。

記

【規約第25条第１項（4）……抜萃】

（４）介護保険負担額

被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号）第9条第2号に規定する第2号被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という）であるときは、同法の規定に基づいて算定された介護納付金の額に100分の69を乗じて得た額

※平成19年度介護納付金（年額）が49,476円〔平成19年2月5日：厚生労働省官報告示額〕と確定したため、介護保険負担額は（月額）2,840円となります。

傷病手当金の支給待機期間を短縮

平成19年4月から20日間を7日間に改正

平成19年4月1日から傷病手当金(支給対象者：当組合の被保険者で医師である組合員)の支給条件である待機期間を20日から7日に短縮し、次のとおり改正いたしました。

種　別	支給待機期間及び支給日数		支給額(日額)
	改　正　後	改　正　前	
傷病手当金	就業困難と認められた日もしくは入院または入院に準ずる自宅療養と理事会で認められた日から起算して**8日目から360日間支給**	就業困難と認められた日もしくは入院または入院に準ずる自宅療養と理事会で認められた日から起算して21日目より360日間支給	5,000円 (改正なし)

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設しております。

組合員等被保険者の皆様には、各種申請(届け出)等の手続きをはじめ、本組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。是非ご活用をお願いいたします。

また、各種申請（届け出）用紙もホームページから入手できます。

＊北海道医師国民健康保険組合ホームページアドレス

http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/

〒060―0042　札幌市中央区大通西６丁目
北海道医師国民健康保険組合
TEL011―271―7471　　FAX011―241―6414